

## DV防止法、女性活躍推進法について

令和4年度までを計画期間とする、第2次久喜市男女共同参画行動計画は、DV防止法に基づく市町村基本計画と、女性活躍推進法に基づく推進計画としての位置づけもあります。

### 1 DV防止法について

平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が平成19年に一部改正され、市は法律の基本方針に即し、県の基本計画を勘案して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市町村基本計画を定めるよう努めるものと規定されました。

平成25年の一部改正では、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められ、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律が準用されるようになりました。

### 2 女性活躍推進法について

平成27年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、市は法律の基本方針と県の推進計画を勘案して、女性の職業生活における活躍の「推進計画」を定めるよう努めるものと規定されました。

※男女共同参画行動計画が本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画であることと、1及び2の規定を踏まえ、第3次久喜市男女共同参画行動計画につきましても、DV防止法に基づく市町村基本計画及び、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置づけ、一体的に策定します。